

「アクア・ネクサスカーボン-プラットフォーム」規約（案）

第1章 名称

（名称）

第1条 本プラットフォームは、「アクア・ネクサスカーボン-プラットフォーム」と称する。略記は「AxC-PF（アックスシー・プラットフォーム）」とする。

第2章 目的および事業

（目的）

第2条 本プラットフォームは、信州大学アクア・イノベーション拠点（以下「信州大学COI」という。）を中心にして得られた知識と成果について応用展開を実施する基盤組織であり、地域及び国内外の企業、大学・研究機関、自治体と協創を進めながら、新事業に向けたイノベーションの機会とするとともに、潜在的なシーズ・ニーズ探索を通して、次の研究活動ステージにビルドアップすることを目的とする。

（事業）

第3条 本プラットフォームは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 懇談会、研究会、レター配信等での最新の研究についての紹介と情報交換
- (2) プラットフォームの知識・技術を基にしたイノベーションの創出
- (3) シーズ・ニーズ探索を通じた研究活動ステージのビルドアップ

第3章 会員

（会員）

第4条 本プラットフォームの会員の区分は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、企業等の法人を対象とする。
- (2) 個人会員は、活動に賛同する個人を対象とする。
- (3) 賛助会員は、大学・研究機関、地方自治体、公益法人等を対象とする。

（入会）

第5条 本プラットフォームに入会しようとするときは、プラットフォーム会長に入会申込書を提出しなければならない。

2 入会の申し込みを行ったものに対しては、会長が入会の適否を判断のうえ、これを認める。

（退会）

第6条 本プラットフォームを退会しようとする会員は、書面によりその旨を会長に届け出なければならない。

第4章 役員及び事務局

(役員)

第7条 本プラットフォームに、次の役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 委員15名以内
- (4) 会計監事 1名

(役員を選任)

第8条 会長、副会長、会計監事は、委員の中から互選により選出する。ただし、初年度はこの限りではない。

2 委員は会長、副会長の推薦により会員の中から選出する。

(会長および副会長)

第9条 会長は、本プラットフォーム事務を総括し、本プラットフォームを代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に不測の事態があるときは、その職務を代行する。

(委員)

第10条 委員は、委員会を組織し、本プラットフォームの運営にあたる。

(会計監事)

第11条 会計監事は、会計を監査し、定期総会等において報告するものとする。

(任期)

第12条 本プラットフォームの役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(事務局)

第13条 本プラットフォームの事務局は、信州大学COIにおく。

第5章 インキュベーター

(インキュベーター)

第14条 本プラットフォームに、インキュベーターをおき、プラットフォームの知識・技術を基にして、社会実装に向けた支援・育成を行う。

第6章 会議

(総会)

第15条 定期総会は、毎年度1回開催するものとし、会長がこれを招集する。ただし、必要がある場合は、臨時に開催することができる。

2 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立するものとし、総会の議決は、出席会員数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 定期総会では、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算

(3) 役員の承認

(4) その他、委員会で必要と認めた事項

(委員会)

第16条 委員会は、会長がこれを召集する。

2 委員会は、会長、副会長、委員で組織され、事業、その他必要な事項について企画立案、運営する。

第7章 会計

(会費及び経費)

第17条 本プラットフォームの経費は、会員からの会費、事業収入、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の年会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員：一口10万円

(2) 個人会員：6千円

(3) 賛助会員：無料

3 信州大学COI参画機関はプロジェクト期間中の会費を無料とする。

4 既納の会費は、払い戻ししない。

(事業計画)

第18条 本プラットフォームの事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、定期総会において承認するものとする。

(収支決算)

第19条 本プラットフォームの収支決算は、毎会計年度終了後に会長が作成し、次年度の定期総会において承認するものとする。

(会計年度)

第20条 本プラットフォームの会計及び事業年度は、4月1日から翌年の3月31日まで

1カ年を単位とする。ただし、初年度は発足の日から翌年の3月31日までとする。

2 毎年度末に余剰金が生じたときは、総会の議決により、その全部若しくは一部を翌年度に繰り越し、又は資産に繰り入れるものとする。

3 プラットフォームは必要に応じて、特別会計を設けることができる。

第7章 規約の改正

(規約の改正)

第21条 本規約は、総会において改定できるものとする。

第8章 雑則

(雑則)

第22条 本規約に定めるもののほか、本プラットフォームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 本規約は、令和元年5月22日から施行する。